



'87

かた

No. 200号

1月号

迎春

穏やかな鹿部港の日の出

度予算は、昨年末から編成作業に入っておりますが、国同様厳しい予算になるものと思われれます。そして一昨年の十二月に町行政改革委員会から答申を受けた行政改革大綱について六十一年度を検討期間としておりますので、これまでも種々検討して参りましたが、残された三ヶ月間において検討結果を集約して来る六十二年度から実行し、新時代に即応した地域づくりに邁進する決意を一層新たにしているものであります。

又、昨年九月の第三回町議会定例会において議決戴いた企業誘致条例がございますが、幸い当町には広大な土地がありますのでPRパンフレットを作成したり、企業訪問をしながら企業誘致に取り組みたいと思ひます。

いづれにしても私の政治スローガンとする「住民本位の町政」を目指して、そして第二次鹿部町振興計画の基本理念「二十一世紀に向けて豊かで住みよい町づくり」を推し進める所存であります。

新しい年を迎えて所信の一端を申し上げます。又、鹿部町にとつてこの一年が平穏で豊かでありますように、そして町民の皆様が今年も健康でありますことを祈念し年頭のあいさつといたします。

昭和六十二年 元旦

年頭のことば

鹿部町議会議長

佐藤 友一



昭和六十二年の年頭にあたり、町議会を代表し謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

ここに希望にあふれる新春を迎えることができました事を心からお慶び申し上げます。

昨年は町民の皆様もご賢察のよう、国の行政改革、財政再建、景気低迷などによって地方自治体を取巻く情勢は非常に厳しい時代に入っておりますが、これを侮ることなく、又萎縮することなく私共議員は町長共々誠実に、忠実にそして実行の三実主義を旨として第二次鹿部町振興計画に基づき漁業の振興を始め陸上産業の推進、生活環境の整備、教育文化の向上等積極的に推進して参つたつもりであります。おかげをもちまして六十二年も大過なく越年することが

できましたのも、これひとえに町民各位のご支援とご協力の賜であると心から感謝の意を表する次第であります。

しかしながら住民生活の安定、福祉の増進を図るには今後幾多の重要課題が山積しております。

秀峰、駒ヶ岳を背に前面には太平洋を臨む鹿部町は、自然の環境に恵まれ漁業の街として栄えてきました。

厳しい風雪にもめげず開拓の精神に燃えた先人の努力が産業振興の気運をたかめ今日の鹿部町発展の基礎が築かれたものであります。

第一次産業の漁業を主体として進んできた我が町も二百カイリの影響で操業海域も狭り、漁業生産の減少により町の経済に大きな影響を及ぼしている現況から漁業の再生を図るとともに既存産業の育成に積極的に取り組んでいかなければならないと思ひます。

先ず漁業については前浜資源の増大を図るために大規模増殖場開発事業の早期完成と真昆布の養殖事業の拡大による所得の向上が大いに期待されているところであります。コンブ養殖、ホタテ貝養殖も最近ようやく生産量も安定してきましたが、養殖海面が狭いため合理的利用、管理技術の向上と低密度栽培の推進並びに漁場環境の保全に努め安定的生産の拡大に努力してゆかなければならないと

考えております。

観光開発につきましては、道内でも有数の温泉源に恵まれ特に道内に唯一の間欠温泉が有り、観光客に人気を集めております。しかし当町の観光は、資源の開発や施設の整備が遅れているため通過型観光となつていくことから資源依存型観光だけでなく、今後温泉資源を活用した養殖栽培観賞施設や温水プールのほか、観光レクリエーションエリアの形成造り等を

図らなければならぬと思ひます。昭和六十二年度に向けて山積した課題を処理して参るには、町における財政は巨額の財源不足を生じることが必至であり、重大な危機に直面しております。このような厳しい情勢下においては、地方自治体も当然これに即して減量経営を余儀なくされるわけですが、

こういうときこそ創意工夫を凝らし行政の効率化、合理的見直しを図りながら住民のための福祉を向上させることが地方自治体の本来の姿であると考え、理事者、議会の各々の分限をわきまなきがらその機能を逸脱することのないよう、然も施策の推進にあつては一心同体となつて先人の築かれた遺産を正しく守り、議員とともども理事者を中心とし全力を傾注して参る所存でありますので、町民各位の一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昭和六十二年の新春を迎えるにあたり皆様方のご多幸とご健勝を祈念し、新年のごあいさつといたします。

つつしんで
新年の御祝詞を
申し上げます

鹿部町議会

議長	長 佐藤 友一
副議長	長 吉武 昭夫
総務常任委員長	西谷 正昭
同 副委員長	平沢 浩
同 委員	川村 太一
同 委員	佐藤 頼幸
同 委員	毛利 武蔵
同 副委員長	千葉 光夫
同 委員	川口 常行
同 委員	船橋 竹治郎
同 委員	竹ヶ原 公勝
建設常任委員長	渡部 良次
同 副委員長	小田 輝次
同 委員	吉田 武雄
同 委員	高田 春吉
同 委員	川原 勝美
議会議務局長	長 幡 隆志
外 職員	同 一 同

年頭にあたって

北海道知事

横路 孝弘



道民のみなさん、明けましておめでとございます。いま、迎えた新しい年が、みなさんにとって、また、北海道にと

年頭のごあいさつ

渡島支庁長

寺山 敏保



って、よき年であることを祈っております。

思えば、本当に早いものです。私も、道政を担当してから、四年目の新春であり、これまででない、たいへん感慨深いものがあります。

この間、あらゆる分野で、難問、難題が押し寄せ、たいへん忙しい毎日ではありましたが、その一つ一つに真剣に取り組んでまいりました。同時に、いま、五百七十万道民にとって、また、あすの北海道にとって何が大事かということとを常に考え、私の持てる力のすべてを注いでまいりました。さまざまな形で、道政にお力添えをくださいましたみなさんに、心から感謝を申し上げます。

農林水産業、石炭など、いま北

明けましておめでとございます。希望に輝く昭和六十二年の新春を皆様とともに迎えることができ、ましたことを、心からお慶び申し上げます。

私は、昨年のごあいさつの中で、昭和六十一年は登り坂の年、二十一世紀へ向けての「基」となる年であると申し上げました。

かえりみますと、一昨年の六月、半島地域の振興を図る目的で「半島振興法」が公布、施行され、昨年三月末、渡島半島が指定されました。この指定により、産業基盤

北海道の基幹産業は、内圧・外圧が複雑に入り組み、たいへん厳しい状況のもとにおかれています。背後には、北海道の経済や産業構造の古い体質があることも、また、否めない事実です。

私は、知事就任以来、ことあるごとに北海道経済の自立化・活性化を訴え、企業誘致や地場産業の振興、新技術や新製品の開発などの政策に力を入れてきたのも、いかなるときでも、びくともしない強い北海道を創りあげようという願いからです。また、「一村一品運動」を提唱してきたのもしかりです。いま、道内各地で「村おこし、まちづくり」にかける人びとの息吹きにふれるとき、私は、たいへんうれしく思い、意を強くしてい

や生活環境の整備等が実施され、私たちの生活の向上と国土の均衡ある発展が期待できることとなりました。

また、十月には北海道立工業技術センターがオープンしました。「テクノポリス函館」の中核となる試験研究機関として、多くの皆様に活用されることを期待しております。

八月には、ニューメディア・コミュニティ構想の応用発展地域として函館地域が指定され、函館地域ニューメディア推進協議会が設立されるなどの高度情報化社会に

るところです。

私は、この年を、先人の開拓者精神を土台に、北海道の次なるフロンティアへの挑戦と、基幹産業再生のためのダイナモを思いきり回したいと考えております。また、生活・産業のあらゆる面で、北海道らしさを追求し、昨夏、全国的に話題を呼んだ、かつての「北前船」ならぬ、北海道発の「南前船」を仕立て、道の特産品や文化などを、全国各地に届ける努力もしたいと思っております。

本道も、明治開拓以来、百二十年。昔の夢は、今日の現実となりました。今日の夢も、あすは何としても現実のものにしていかなければなりません。

北海道は、四季の変化に富む美

対応する体制づくりができあがりました。

農業関係についてみますと、水稲が七月までの低温などにより平年作を下回ったほか、生乳の計画生産が強化されるなど厳しい状況となりました。更に本年から減反政策の見直しが行なわれ、新たに「水田農業確立対策」が実施されるなど厳しい局面が予想されます

が、渡島南部広域管農団地整備計画を見直すなど、関係者一丸となって地域農業の振興に努めて参りたいと存じます。

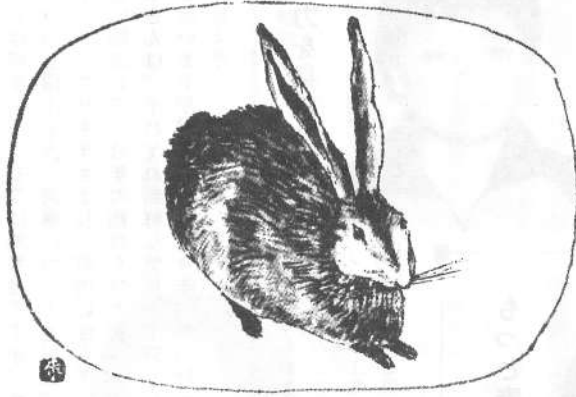
しいフィールドを持っています。

昨年の第一回冬季アジア大会に次いで、ことしは「高校総体」が、夏冬にわたって開かれ、全国の若人が集まってきました。この大会も、道民みんなで力をあわせ、ぜひとも成功させ、六十四年の「はまなす国体」へとバトンを渡していきたいと思います。このスポーツの三大イベントは、また、健康で、活力あふれる道民生活を形づくる大きなステップになるものと確信しております。

道民のみなさん、どうかことしも健康でありますように。そして、力をあわせ、このビックカントリ・北海道をクリーンでパワフルな地域として創造してまいります。

高の影響等により、一段と厳しい状況であります。渡島林業の特産物といえる道南杉の活用を図り、箸・木材工芸品生産センター、道南杉材流通センター、松前木材加工センターなどが次々に建設され、需要開発に積極的に取り組まれておりますことは、誠に心強く存じます。

水産業もまたソ連、米国、韓国等対外国との漁業交渉が難航し、先行き極めて厳しい状態の中にあつて、管内も日本海するめいかの来遊が戦後最低であった一昨年は大幅に下回る漁獲高で終了し、こ



ウサギ

れに依存する多くの漁業者は大きな打撃を受けました。また、養殖はたてがいのへい死、養殖こんぶの市況悪化秋さけの回帰低率下など問題は山積みしておりますが、本年も引続き従来から行なっている沿岸漁場整備開発事業や道単補助事業等資源増大対策事業を実施し、漁業生産の拡大を図り漁家経

済の安定向上に努めたいと存じております。観光関係を見ますと、観光客の入込は、引き続き伸びを示しました。これは各市町村や観光協会の地道な宣伝誘致活動が徐々に効果を上げてきたことのほか、「はこだて冬のフェスティバル」など若者の手による新しいイベントの成功も

大きな力となつてたものと存じます。そのほか、北海道立函館美術館の開館、北海道救急医療情報システムのレストランなどがありました。このように、基盤づくりは着々と進められておりますが、渡島は決して平穏な場に面しているといえませんが。

しかし、将来的に夢を形に変える可能性を多く有しているのもまた渡島であります。皆様と共に事に当たれば、着実に前進できるものと存じております。明年には、青函トンネルの開通を記念した博覧会が開催されます。トンネルと博覧会は多くの人や物、文化などを集めるものと存じます。

そこから、新しく豊かで明るい未来を拓いていきたいと存じております。皆様の一層の御理解と御協力をお願いし、おわりになりましたが、新年に当たり、皆様には御健勝でますます御活躍されますよう祈念いたしまして年頭のごあいさつといたします。

ウサギは身近な動物で、いまでも野生のウサギをよく見かけますし、食肉用、毛用、毛皮用、ペットなどとして広く飼われています。また、昔からあるいろいろな物語にもウサギがよく登場しています。イソップ童話の「ウサギとカメ」や、日本の昔話の「かちかち山」「因幡の白ウサギ」などが有名です。

今年卯年

さてみなさんは、これらの物語に登場するウサギについてどんなイメージをお持ちでしょうか。「ウサギとカメ」のウサギは、油断して昼寝をしてしまうので、自信家か、それともなまけ者。「かちかち山」は

おじいさんのために敵うちをするので正義の味方になっていきます。しかし、それにしてもタヌキをだまして背中にやけどを負わせたり、その傷に唐辛子を塗ったり、泥船に乗せたり……、ちよつと残酷すぎるようです。「因幡の白ウサギ」は知恵を働かしてワニザメをまんまとだましたつもりが、皮をむかれて赤裸になつてしまいます。こうして見ると、ウサギに対するイメージはいろいろのようです。生物学的に見ても、ウサギはなかなかしたたか者です。

砂漠、草原、森林、高地、ツンドラなどあらゆる所に住むことができ、糞を食べる反すう（一度飲み込んだものを再び食べる）の代わりにする習性があります。また事典にはウサギの飼育は容易で、飼育箱は幅・奥行六十センチ、高さ四十五センチあればいいという意味のことがでていました。なるほど、これが例のウサギ小屋の由来かとうなずいた次第です。ウサギ年の今年、国連の定めた国際居住年に当たります。貿易摩擦解消のためにも内需を拡大してもつと住宅を作り、みんながゆつたりとした家に住めるようにしたいもの

です。

こころの抱負

ことは卯年。十二支では四番目ですが、今年がウサギがピョンピョンと躍ぶよう、何事につけても好調でありたいものです。そこで、ウサギ年生まれて町内に住んでいる方々の中から無作為に抽出して、今年の抱負をひと言づつ伺ってみました。

みなさんは、それぞれ新鮮な気持ちで新しい年を迎えられたことと思いますが、年の初めに今年一年の計をたててみてはいかがでしょうかでしょう。

実行力を身につける



五年一組 篠脇 健司

ぼくは今年、実行力を身につけたいと思う。昨年の夏休みの勉強に、教科書勉強(主に計算、漢字など)と工作、習字、自由研究など四、五種類、計画を立てたが、習字と漢字の一部しかできなかった。勉強のほかに、実行できなかったこともいくつかあった。どうしたら直るか」と考えた時もあった。しかし、いまだに直せない。「このままだと永久に直せないかもしれない」と考えたこともあった。

た。でもあきらめず努力して、今年はこのことを実行していきたい。将来は工業の高校に入っていきたいと思っている。

もっと素直に



五年二組 盛田 匡里子

私は、一九七五年(昭和五〇年)生まれの、うさぎ年の小学校五年生です。私は、うさぎ年にあった女の子だと思います。それは、遊ぶ時でも、うさぎのようにピョンピョン

はね回っているような感じがするからです。

もし、私がうさぎ年ではなかったら、どうだったのでしょうか。もしかして、とても静かな女の子だったのでしょうか。それともうさぎ年の私と同じ性格の私でしょうか。よく考えてみると、そのようなことがうかがえます。

でも、そのようなことばかりでなく、今年はずうさぎ年なので、もっと女の子らしくなるように努力が必要ではないかと思えます。

今年のことばかりでなく、これからの学校での生活や、家での生活ももっともつと考える必要があります。

これからは、うさぎ年の私として、自分の生活をふり返って、「自分は、これでいいのか」とか、自分の気持ちに、素直になれるように、がんばっていききたいです。

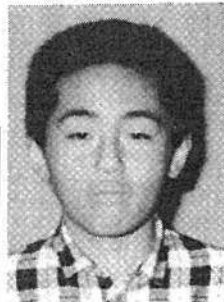
前向きに何事にもベストを



役職員 大村 師正

役場に勤務して早くも六年目を

せいっぱい頑張る



五年二組 二上 貴人

六年生もあと少しで卒業し、今年四月にははくたちが六年生になります。

今年はずうさぎ年の小学校生活最後の年です。だからぼくは、この年をせいっぱい、くいのない、思い出に残る年にしたいと思っています。

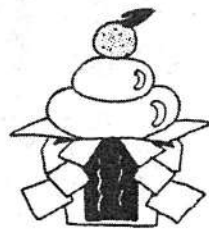
勉強はもちろんのこと、今年には委員会活動や運動会や学芸会に、必要な、会場係など何人かしか

迎えましたが、よき先輩、よき仲間と楽しく仕事をできることを大変嬉しく思います。

現在は、総務課で財政の仕事をしていますが、まだまだ半年前で失敗も多く、考え込んでしまうこともたびたびあります。

今年はずうさぎ年のうちにゆとりを持って仕事をしたいものです。

趣味で始めたスキーも六年目、最近はずうさぎ仲間も増え、一層楽しくなりました。今年はずうさぎ



できない仕事などをせいっぱいやりたいと思います。

ちがう学級や学年とふれあえるふれあい活動や、クラブ活動など大切にしていきたいと思っています。

ぼくが今年、主にやりたいスポーツはサッカーです。多くのゆめは、サッカー選手になることです。

キャプテンつばさの、天才キーパー若林けんぞうのようになりたいです。今年はずうさぎのせいっぱいがんばりたいです。

とどこか遠くへスキーツアーにも行きたいと思っています。

また役場では、野球チームに入っています。チームメイトの手足を引っばりお荷物役ですので、今年はずうさぎのせいっぱい頑張りたいと思っています。

いづれにしても今年はずうさぎ年、何事にも前向きにベストを尽くし、干支のうさぎみたいにピョンピョンと思いきりジャンプできる年にしたいと思っています。

頑張って良い年に



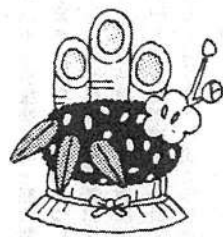
漁業 和田 泰治

今年、私の生まれエト。ウサギ年。鹿部で生まれ、鹿部で育って三十六年目になる訳です。

職業は漁業で、主にホタテの養殖とスケソ漁をしています。ホタテは年々順調に伸びていますが、スケソは年によって漁獲量がちがいで、育てる漁業の安定さを痛感しています。やはりこれからは「管理型漁業」へと移行していくことと思われませんが、それにつれて我々漁師も勉強をしなければならぬと思っています。

私は、漁協青年で部長をしています。この点も含め今年には青年部結成の原点に戻って「仲間づくり」を重点にやっていきたいと考えています。

また、明日の鹿部を考える会。鹿部ヤングサミット。の会長もしていますが、こちらの方ももっと多方面に向けた活動にしていきたいと思っています。しかし、何と云っても今年の最



大の出来事になる事は、昨年結婚した妻が出産する事です。ウサギ年生まれの私に、ウサギ年生まれの子供が出る訳で、生まれてくる子供のためにも、又、自分のためにもこの私の生まれエトの今年を昨年以上に頑張って良い年にしたいと思っています。

今年も一家六人健康で



主婦 杉本 千代子

今年、私の生まれた。卯年。で、三度目の「年女」を迎えました。私は、五十六年に札幌から鹿部にUターンして来ましたので、鹿

ホタテ養殖に頑張る



漁業 工藤 正雄

鹿部で生まれ、今年で五回目のウサギ年を迎え、六十才になる年です。

私は、昭和五十二年からホタテ養殖を始めましたので、今年で十年目を迎える事となる訳です。昨年は、稚貝の状況はあまり良くありませんでしたが、その反面へい



死が少なかつたので今年の出荷が期待されます。

また、私には一男三女の子供がいますが、長男は旭川、娘たちは皆結婚して鹿部を離れていて、家内と二人で頑張っています。しかしたまには近くにいる娘も手伝いに来てくれるので大助かりで、その上、一諸に来る孫に逢える事が楽しみです。

何にしても私の生まれ年。ウサギ年。を迎える我が家の十年目のホタテ養殖に頑張っている年にしたいと思っています。

公園をつくってほしいと思います。

いづれにしても今年も一年、昨年と同じ様に一家六人が健康で、仲良く暮らしたいと思っています。



例年にも増して良い年に



無職 小山 忠一

私は、今年のウサギ年に六回目の年男を迎えました。

家業の食堂はむすこ夫婦に任せ、専ら孫の子守りと好きな趣味を楽しんでいます。

今年の三月には、一昨年から通っている「北海道老人大学」を卒業しますが、我ながら毎月二回づつ二年間よく頑張って函館まで通ったものだと思います。

私は又、町老人クラブ連合会の会長もやっていますが、今年、町内にしいたけ栽培のホタテを三千本老人クラブへ寄贈して下さる方がおりますので、クラブ全体でしいたけ栽培を是非やりたいと思っています。

しかし、我が家にとって今年一番のうれしい事は、内孫が幼稚園に入園する事です。今から、運動会やおゆうぎ会が楽しみです。何にしても今年には私のエト。ウサギ年。です。例年にも増して良い年にしていきたいと思っています。

昭和61年 第4回町議会 定例会

- 一般会計・各特別会計の補正予算
- 町職員の給与に関する条例の一部改正
- 三件の意見書の提出など

昭和六十一年第四回町議会定例会は、十二月二十日

に開会され、会期を一日間に決め、諸報告、町長の行政報告のあと議案審議にうつり、各会計補正予算、鹿部町職員の給与に関する条例の一部改正条例の制定など九件の議案を可決し、地方自治法第九十九条第二項に基づき三件の意見書を提出することとし、合計十二件の案件を議決して閉会しました。



議案の提案理由を説明する川村町長

議案第一号

昭和六十一年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告承認について
十月二十一日、国鉄鹿部駅無人化に伴う簡易委託費用と鹿部中学校旧校舎解体工事請負費合計一四二万五千円を追加専決処分したのその報告をし、承認を受けました。

議案第二号

鹿部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人事院勧告に従って町職員の給与の改定を行うため、町条例を改正しました。

議案第三号

幼稚園教員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
幼稚園教員の給与改定を行うため条例を改正しました。

議案第四号

鹿部町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第五号

鹿部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
助産費を十万円から十三万円に改めました。

議案第六号

昭和六十一年度鹿部町一般会計補正予算について
一般会計の総額に歳入歳出それぞれ一、〇〇二万四千円を追加し、予算総額を一億三六八万四千円としました。
歳出の主な内容は、次のとおりです。

- 町道宮浜二号線代替用地購入費
- 道路台帳電算システム委託料
- 除雪費用
- 公営住宅修繕料
- 公営住宅用地購入費
- 消防費負担金

議案第七号

昭和六十一年度鹿部町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について

町職員の寒冷地手当を改定するために町条例を改正しました。

議案第八号

国保会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三、四二五万三千円を追加し、予算総額を四億五、三八〇万四千円としました。

議案第九号

昭和六十一年度鹿部町水道事業会計補正予算について
水道事業会計の収入支出予算の総額に収入支出それぞれ六五〇万円を追加し、収入支出それぞれ六、六三九万六千円としました。

意見第一号

「森林、河川緊急整備税」構想に反対について
標題のことについて、次のとおり意見書を提出することとしました。

「森林、河川緊急整備税」構想に反対する意見書

建設省と農林水産省とは共同で六十二年度から「森林・河川緊急整備税」なるものをスタートさせるよう計画しております。

これは、水源となる森林や河川改修などの費用を一部水を利用する家庭や企業などに目的税という形で負担させようとする構想であります。治山・治水事業は、国の最も基本的な施策であるため、あくまでも一般財源を充当するものが筋であって、賛成できるものではありません。

国民のほとんどは、水道水なしには一日たりとも生活できない状況にあり、このような国民の必需品である水道水に課税すべきでないと思料します。水道は、地域住民の公衆衛生の向上と生活環境の改善のため、地方公共事業体が設置、運営している公共的な事業であり、その施設整備には国庫補助等により料金の高騰抑制に努めており、水道水への課税はこの努力に逆行するものであります。この種の新税が、各省庁の財源確保のために目的税として考え出されたならば、国民生活は大きな打撃を受けることは必至であります。

この目的税方式が拡大すれば、公平を原則とする税制度の根幹が大きく揺るぎかねないという問題も出てきています。

よって、政府は、税制の抜本改革が検討されている最中でもあり、

こうした新税構想は厳に慎むよう要請致します。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。

提出先 大蔵大臣、建設大臣、農

林水産大臣、自治大臣、

林野庁長官

議案提出者 渡部良次

賛成者 西谷正昭

” 毛利武蔵

” 高田春吉

意見第二号

国民健康保険制度に対する都道府県負担の導入反対について

標提のことに付いて、次のとおり意見書を提出することとしました。

国民健康保険制度に対する都道府県負担の導入(国庫負担分の見書

国は、来年度の子算編成に当たり、国民健康保険制度における都道府県負担の導入(国庫負担分の一部を都道府県に肩代わり)を検討されているが、これは医療保険制度の基本にかかわる重大問題であって、国の財政上の都合で軽々に制度変更をすべきではなく、ま

た国保財政に地方一般財源を投入することは、他の保険制度とのバランスを欠くこととなり、極めて不適当である。

更に、都道府県負担が導入される額が地方交付税で財源措置されることとなれば、その結果として市町村分の地方交付税が減少することになり、現在、国保財政収支の極度の悪化により大きく圧迫を受けている町村財政は、一層圧迫をこうむることとなる。

このように、国の負担軽減のみを意図する都道府県負担の導入は、国保行政に対する国の責任を単に地方に転嫁するに過ぎないものである。このような措置に對し断固反対するものである。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

提出先 大蔵大臣、政務次官、厚

生大臣、政務次官他

議案提出者 西谷正昭

賛成者 毛利武蔵

” 渡部良次

” 高田春吉

意見第三号

公共事業費の国庫補助負担率の引下げ措置反対について

標提のことに付いて、次のとお

り意見書を提出するものとしました。

公共事業費の国庫補助負担率の引下げ措置反対に関する意見書

国は、明年度の子算編成に当たり、公共事業費の国庫補助負担率を更に引下げること検討されているが、これは国会審議における政府の答弁及び「今後三年間は、国・地方間の財政関係を基本的に変更するような措置は講じない」とする大蔵・自治両省の覚書を踏みにじるものであり、しかも地方財政の現状を無視して地方公共団体に財政負担を転嫁するものにはかならない。

このような負担転嫁は、国と地方との間の相互信頼関係を根底からくつがえす重大な措置であり、誠に遺憾にたえない。

よって、このような措置は絶対にとらないよう強く要望する。以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

提出先 大蔵大臣、政務次官、

建設大臣、政務次官他

議案提出者 西谷正昭

賛成者 毛利武蔵

” 渡部良次

” 高田春吉



町 議 会 風 景

お知らせ



サラリーマンの 確定申告について

サラリーマンの給与についての所得税は、毎月の給料やボーナスの支給の際に源泉徴収され、十二月の「年末調整」によって一年間の所得税が精算されます。

しかし、サラリーマンでも、給与の収入金額が千五百万円を超える場合や、給与以外の所得金額が二十万円を超える場合などは、確定申告をしなければなりません。

また、確定申告をする必要のないサラリーマンでも、雑損控除や医療費控除、住宅取得（特別）控除などの適用を受ける場合には、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されます。

還付を受けるための確定申告書は、一月一日から提出することができます。

（函館税務署・町役場税務課）

所得税の確定申告は 正しくお早め

六十一年分の所得税の確定申告は、二月十六日から始まり、申告期限は三月十六日ですが、期限間近になりますと税務署は大変混雑し、落ち着いて相談できなかつたり、長時間お待ちいただくようなことにもなりかねませんので、確定申告はできるだけ早めにお済ませください。

〔正しい確定申告を〕

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って所得と税額を正しく計算して申告し、納税するといふ申告納税制度を採用しています。昨年一年間の所得と税額を正しく計算し、お早めに申告と納税を行ってください。

〔白色申告者も 収支内訳書の添付を〕

事業所得や不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行っている場合（青色申告書を提出する場合を除く）は、六十一年分の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付することになります。

漁港利用料の納期は過ぎています。
お早目に納入下さい。

あたらしい国民年金について

障害基礎年金・加入者が障害の状態となつたとき 保険料納付済期間が加入期間の2/3以上必要

受給の条件

国の年金に加入している人で、次の全ての条件を満たしている人が、病気やけがで障害の状態になったとき、障害基礎年金を受けられます。

①国民年金に加入中に初診日がある病気・けがで障害認定日（初診日から一年六ヶ月を経過した日、または症状が固定した日）に政令で定められた「二級程度」または「一級程度」の障害に該当していること。

※六十歳以上六十五歳未満で国内居住の場合は、加入をやめた後の病気・けがも含まれます。

②初診日の前々々月までの被保険者期間のうち保険料を滞納した期間が1/3以上ないこと。

※なお、当分の間はこの条件を満たさなくても、初診日前の一年間に保険料の滞納がなければ障害基礎年金が受けられます。

●二十歳以前に障害になった人は、二十歳または二十歳以後の障害認定日に障害等級に該当してい

れば、障害基礎年金が受けられます。

●障害認定日に障害等級に該当していなくても、その後六十五歳までに障害が重くなり障害等級に該当するようになれば、障害基礎年金が受けられます。（事後重症）

●昭和六十一年四月一日以前に、障害福祉年金の受給権があった人は、障害基礎年金を受けられます。

年金額

一級障害 七万八千五百円（子の加算額）
二級障害 六万二千八百円（子の加算額）
加算額……子一人一萬六千八百円
子二人三萬三千六百円
子三人四萬五千九百円
子四人六萬九千二百円

以下一人増すごとに六万三千三百円

支給開始

●障害認定月の翌月から
●二十歳未満に障害認定月のあるときは二〇歳の誕生日の翌月から
●事後重症は六十五歳前の請求月の翌月から



の翌月から

障害基礎年金の受給要件（左の①②③のすべてに該当すること）

①初診日に国民年金に加入していたか、初診日に国民年金に加入していない場合は、加入者であった人が初診日に日本に住所があり、六十歳未満であったこと

②障害認定日に一定の障害の状態（一級、二級）にあるか、六十五歳前にその状態になったこと

③初診日の前々々月までの被保険者期間の国民年金の保険料を、三分の二以上の期間納めたか免除されたこと

初診日・障害認定日
初診日とは、病気やケガについて初めて医師または歯科医師の治療を受けた日
障害認定日とは（左の①②③の最も短い日）
①初診日から一年六ヶ月を経過した日
②病気やケガが治ればその治った日
③病気やケガが治らなくても、症状が固定し、治療の効果が期待できない状態になった日

